

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業(上水道事業)		
事業開始年月日	昭和33年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	みなべ町	職員数 (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	43 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	250
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	53
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.363 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	22.1 (H19)
		経常収支比率 (%)	92.8 (H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成16年10月1日 合併前市町村：南部川村・南部町] 二町村の合併をおこなったが、旧南部町においては水道事業(法適用)があり、旧南部川村においては簡易水道事業(法非適用)があったが、この2つの事業は現在において統合はなされていない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	簡易水道事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	みなべ町長 山田五良
既存計画との関係	みなべ町財政健全化計画(H18～H22)
公表の方法等	町ホームページ、議会に報告予定(H19年度中)
基本方針	財政健全化計画を実施する上で、みなべ町健全化計画に準じて健全化計画を実施していくため、基本方針はみなべ町財政健全化計画と同じ

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		72	13	85
	補償金免除額		18	3	21
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債		72,300	13,344	85,644
合 計 (A)			72,300	13,344	85,644
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当町における、簡易水道は周辺地域（田辺市2,310円、日高町2,906円）とも比べて、料金は比較的安価な方（みなべ町1,440円）であり、現在の普及率は計画給水人口6,960人に対して給水人口6,571人普及率94.4%ということから考えると、これ以上の普及は見込めないと考える。また、今後、老朽化による施設の維持修繕、改修等に経費がかかることが予想されることから、料金の改定等も含め、収入の確保を考えていく必要がある。</p> <p>上記の水道料金の表示は口径13mmで一般家庭用(2ヶ月分)。</p>
経営課題	<p>課 題 (料金の統一)</p> <p>当町は町村合併により水道企業会計(法適用)と簡易水道(法非適用)の二つの会計があり、料金も2系統あるため、統合については難しいが、料金については統一を考える必要がある。</p>
	<p>課 題 (料金設定の検討)</p> <p>現地点で、供給単価より給水原価の方が高いためこの状況を是正することが必要である。</p>
	<p>課 題 (起債の見直し)</p> <p>施設老朽化により、維持修繕、改修等により公債費が増加する傾向にあるため、公債負担の健全化の検討も必要である。</p>
	<p>課 題 (経費削減)</p> <p>人件費等の増加に伴う経費の抑制。</p>
	<p>課 題</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		90	84	85	86	85	83	84	85	86	86
	(1) 営 業 収 益 (B)		82	76	77	78	78	78	78	78	78	78
	ア 料 金 収 入		82	76	77	78	78	78	78	78	78	78
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益		8	8	8	8	7	5	6	7	8	8
	ア 他 会 計 繰 入 金		7	7	7	7	6	5	6	7	8	8
	イ そ の 他		1	1	1	1	1					
	2 総 費 用 (D)		74	65	70	65	65	65	61	64	65	65
	(1) 営 業 費 用		60	52	57	52	54	54	49	50	50	50
	ア 職 員 給 与 費		21	20	20	21	21	21	16	16	16	16
	うち退職手当											
	イ そ の 他		39	32	36	32	33	33	33	34	34	34
(2) 営 業 外 費 用		14	13	13	13	12	11	12	14	15	15	
ア 支 払 利 息		14	13	13	13	12	11	12	14	15	15	
うち一時借入金利息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		16	19	15	21	20	18	23	21	21	21	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		45	101	19	3	12	146	135	105	1	2
	(1) 地 方 債			41	0			120	133	75		
	(2) 他 会 計 補 助 金		2	3	3	3	5	4	2	2	1	2
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金									28		
	(6) 工 事 負 担 金		43	58	11		7	22				
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		75	126	33	18	30	164	147	127	15	16
	(1) 建 設 改 良 費		61	110	17	1	10	145	133	113		
	うち職員給与費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		14	16	17	17	19	19	14	14	15	16
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-30	-25	-14	-15	-18	-18	-12	-22	-14	-14	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	103.2%	105.5%	100.8%	107.7%	104.7%	103.8%	108.6%	107.4%	106.5%	105.5%	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	101.5%	102.9%	98.6%	105.2%	100.2%	99.2%	104.8%	102.3%	100.8%	100.1%	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	8.0%	8.1%	7.7%	7.3%	6.8%	6.5%	7.1%	8.2%	8.8%	8.5%
	うち基準内繰入金	(%)	8.0%	8.1%	7.7%	7.3%	6.8%	6.5%	7.1%	8.2%	8.8%	8.5%
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	5.0%	2.8%	16.5%	100.0%	40.2%	2.7%	1.5%	1.5%	100.0%	100.0%
	うち基準内繰入金	(%)	5.0%	2.8%	16.5%	100.0%	40.2%	2.7%	1.5%	1.5%	100.0%	100.0%
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在は供給単価が給水原価を若干下回っているが、同程度となるように料金設定をおこなっている。 料金収入については、区域内についての普及率はこれ以上伸ばすことは難しいため、横ばいで推移する見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	起債における交付税算入の額のみを繰入金として収入としている。 現在、維持管理の費用については、収支は、ほぼ賄えている状況である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、資産売却は予定はないが、改修と、維持修繕については計画をしている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	今後も維持管理費については採算が合うようにということだが、施設の老朽化に伴い、施設改修や修繕についての起債の借入(H19,20,21)を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="147 296 611 1091"> <tr> <td data-bbox="147 296 611 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 296 2134 424">平成18年10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、国の指導のとおり純減を目標とする。現在3名の職員で水道各業務に責務中。今後、職員数3名については、現在の事業規模及び業務範囲より現状維持のままで推移する見込みであるが、平成20年度から1名削減の予定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 424 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 424 2134 531">国家公務員に準じた取り扱いであり、職務職責に応じた給与としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 531 611 671">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 671">平成18年4月1日付けで国家公務員と同じ給与構造改革を実施した。地域手当については、国と同じ扱いである。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 671 611 812">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 671 2134 812">平成18年年度のラスパイレズ指数は82.8%であり、これまでの取組等により技能労務職員の給与水準については相当抑制しているため、取組方針を策定する必要があるかどうかを検討していく予定であるが、今後とも同種の国家公務員の給与等と比較していくなかで、より一層の町民の理解と納得が得られる適正な給与水準としていくことを考えており、一般会計に準じていくものである。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 812 611 952">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 812 2134 952">平成16年10月1日以降廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 952 611 1091">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 952 2134 1091">職員互助会への助成金については10%減とした。今後とも社会情勢を勘案し適正な助成とする。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、国の指導のとおり純減を目標とする。現在3名の職員で水道各業務に責務中。今後、職員数3名については、現在の事業規模及び業務範囲より現状維持のままで推移する見込みであるが、平成20年度から1名削減の予定。	給与のあり方	国家公務員に準じた取り扱いであり、職務職責に応じた給与としている。	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日付けで国家公務員と同じ給与構造改革を実施した。地域手当については、国と同じ扱いである。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	平成18年年度のラスパイレズ指数は82.8%であり、これまでの取組等により技能労務職員の給与水準については相当抑制しているため、取組方針を策定する必要があるかどうかを検討していく予定であるが、今後とも同種の国家公務員の給与等と比較していくなかで、より一層の町民の理解と納得が得られる適正な給与水準としていくことを考えており、一般会計に準じていくものである。	退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年10月1日以降廃止している。	福利厚生事業のあり方	職員互助会への助成金については10%減とした。今後とも社会情勢を勘案し適正な助成とする。	一般会計に準じた集中改革プランの実施し、純減を目標としていく。
地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、国の指導のとおり純減を目標とする。現在3名の職員で水道各業務に責務中。今後、職員数3名については、現在の事業規模及び業務範囲より現状維持のままで推移する見込みであるが、平成20年度から1名削減の予定。												
給与のあり方	国家公務員に準じた取り扱いであり、職務職責に応じた給与としている。												
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日付けで国家公務員と同じ給与構造改革を実施した。地域手当については、国と同じ扱いである。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	平成18年年度のラスパイレズ指数は82.8%であり、これまでの取組等により技能労務職員の給与水準については相当抑制しているため、取組方針を策定する必要があるかどうかを検討していく予定であるが、今後とも同種の国家公務員の給与等と比較していくなかで、より一層の町民の理解と納得が得られる適正な給与水準としていくことを考えており、一般会計に準じていくものである。												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年10月1日以降廃止している。												
福利厚生事業のあり方	職員互助会への助成金については10%減とした。今後とも社会情勢を勘案し適正な助成とする。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="147 1200 611 1474"> <tr> <td data-bbox="147 1200 611 1340">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1200 2134 1340">維持管理費において、民間へ委託可能部分については委託をすることによる経費の縮減や消耗品の一括購入や委託契約等の一括発注によるコスト削減の実施。施設については可能な限り統廃合の方向で検討。単年度での経費改善に向けた純減は、水質検査等の委託を一括発注、消耗品等の一括購入などの取組みで百万円弱の縮減の見込みである。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1340 611 1474">指定管理者制度の活用等民間委託の進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1340 2134 1474">水道事業という性格のため、指定管理者制度の活用の是非については十分に検討する必要があるが、民間委託可能な部分については、一部委託により、人件費をはじめ、全体の経費の削減指定管理者制度の活用等民間委託の推進による全体経費の削減。(課題)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費において、民間へ委託可能部分については委託をすることによる経費の縮減や消耗品の一括購入や委託契約等の一括発注によるコスト削減の実施。施設については可能な限り統廃合の方向で検討。単年度での経費改善に向けた純減は、水質検査等の委託を一括発注、消耗品等の一括購入などの取組みで百万円弱の縮減の見込みである。(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の進やPFIの活用	水道事業という性格のため、指定管理者制度の活用の是非については十分に検討する必要があるが、民間委託可能な部分については、一部委託により、人件費をはじめ、全体の経費の削減指定管理者制度の活用等民間委託の推進による全体経費の削減。(課題)	一般会計に準じた集中改革プランの実施等による、物件費の削減を行い、効率的な小規模公営企業行政の実現を図るための指定管理者制度の導入による民間委託の一層の推進。								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費において、民間へ委託可能部分については委託をすることによる経費の縮減や消耗品の一括購入や委託契約等の一括発注によるコスト削減の実施。施設については可能な限り統廃合の方向で検討。単年度での経費改善に向けた純減は、水質検査等の委託を一括発注、消耗品等の一括購入などの取組みで百万円弱の縮減の見込みである。(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の進やPFIの活用	水道事業という性格のため、指定管理者制度の活用の是非については十分に検討する必要があるが、民間委託可能な部分については、一部委託により、人件費をはじめ、全体の経費の削減指定管理者制度の活用等民間委託の推進による全体経費の削減。(課題)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 </div>	<p>水源地及びそれに関する施設に着いては現在、不要な資産や使用していない資産はないため、売却資産の処分は今のところ考えられないが、料金については、供給単価より給水原価の方が高いためこの状況を是正することが必要であり、料金改定も検討する必要がある。（課題 ）</p> <p>地方行革指針に基づき、3万人未満の町村は平成22年度決算を元に「貸借対象表(バランスシート)」をはじめとする財務諸表を作成することとなっており、県内の市町村で構成する「和歌山県市町村公会計改革研究会」に参加して準備をすすめ、適正な料金体系水準に近づけるように準備を進めている。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 行政評価の導入 </div>	<p>町民の水道行政への関心と理解を高めるため、広報、町ホームページなどの活用により、水道財政状況の開示をはじめとした情報公開の推進。</p> <p>決算等の公表による情報公開。</p> <p>行政評価の検討中。（一般会計に準ずる。）</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、 に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	基準外繰り入れは、なされていないため、繰上げ償還が、即、職員数の純減や人件費総額の削減につながるわけではないが、民間委託可能な部分については、一部委託等を実施することにより、人件費をはじめ、全体の経費の削減考えていきたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在は、一般会計等からの基準外繰出しはないが、繰上償還による借換により、歳出を抑制し今後も基準外繰入れのないようにしていきたい。
4 その他	施設の老朽化等による改修や維持修繕により公債費の増大も予想される事から、借り換えにより公債費を抑え、今後も基準外繰入れの無い運営を行ってきたい。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	20	20	20	21	21		21	16	16	16	16	
	改善額	0	0	0	-1	-1	-2	0	5	5	5	5	20
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	3	3	3	3	3		3	2	2	2	2	
	増減数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
	維持管理費等	34	28	32	27	29		28	28	28	29	29	
	改善額(適正化)	-2	4	0	5	3	10	1	1	1	0	0	3
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0							
	増減	0	0	0	0	0							
	企業債現在高	278	303	286	269	250		351	471	532	517	501	
	増減	-14	25	-17	-17	-19		101	120	61	-15	-16	
	計画前5年間改善額 合計						8						23
	改善額 合計												21
	(参考) 補償金免除額												21

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
年間総有収水量 (千m ³)	729	700	713	722	715	710	710	710	710	710
公称施設能力 (m ³ /日)	3993	3993	3993	3993	3993	3993	3993	3993	3993	3993
1日最大配水量 (m ³ /日)	2432	2581	2688	2668	2482	2600	2600	2600	2600	2600
最大稼働率 (%)	60.9	64.6	67.3	66.8	62.1	65.1	65.1	65.1	65.1	65.1
供給単価 (円/m ³)	112.2	108.5	108.7	108.5	109.2	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0
給水原価 (円/m ³)	121.7	116.6	121.5	113.3	118.9	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、みなべ町簡易水道事業は、上南部簡易水道、高城簡易水道、高野簡易水道、清川簡易水道と、大小4事業で運営しています。統合については、平成21年度をめぐりに、比較的隣接した位置にある高城、高野、清川の3事業を統合する方向で検討中。